六　前項第七号に該当する場合は、施行令第八条第一項各号のいずれに該当するかを証明する書類 七　請求者が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金が支給されることとなつたときは、その事実を証明する書類 八　その他必要な書類	第三十一条の二第一項	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第二号	及び住所	第三十一条の二第一項	第三十一条の三第一号
六　前項第七号に該当する場合は、施行令第八条第一項各号のいずれに該当するかを証明する書類 七　請求者が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金が支給されることとなつたときは、その事実を証明する書類 七の二　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類 八　その他必要な書類 3　第一項第三号に関して、事業団はその事実について学校法人等の意見を求めることができる。	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項の規定により準用することとされた改正後国共済法第七十五条の四第二項	、住所及び基礎年金番号	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第三項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項の規定により準用することとされた改正後国共済法第七十五条の四第二項	、住所及び基礎年金番号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項（各号を除く。）	第三十一条の二第二項第三号及び第四号
六　前項第七号に該当する場合は、施行令第八条第一項各号のいずれに該当するかを証明する書類 七の二　請求者が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金が支給されることとなつたときは、その事実を証明する書類	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項	、住所及び基礎年金番号	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第一項	及び住所	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第二号	第三十一条の二第一項

法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	申出書に当該申出の撤回に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては	及び住所	、住所及び基礎年金番号	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項	第三十一条の三の二
法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項	申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては	及び住所	、住所及び基礎年金番号	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項	第三十一条の三の三
法第二十五条において準用する組合法第八十四条第一項	第八十六条	及び住所	、住所及び基礎年金番号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項	第三十一条の四
法第二十五条において準用する組合法第八十六条	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書 二　その他必要な書類	及び住所	、住所及び基礎年金番号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項	
法第二十五条において準用する組合法第八十六条	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書 二　その他必要な書類 3　前二項の規定は、旧職域加算障害給付の受給権者の障害の程度が減退したときの届出について準用する。	及び住所	、住所及び基礎年金番号	障害等級（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）	第三十一条の五